自動車運転契約書

まんのう町　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動のために使用する自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

1　運転する期間　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで　　　日間

2　運転する車両の自動車登録番号又は車両番号

3　契約金額　　　　　　　　　　　　　　　円（内訳　1日　　　　円×　　日間）

　　　　　　　　（消費税及び地方消費税を含む。）

4　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙はまんのう町議会議員及びまんのう町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づきまんのう町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、まんのう町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託金の没収）の規定に該当した場合は、乙はまんのう町には請求できない。

5　その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　まんのう町　　　　　　　選挙候補者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞